

第三セクター等経営健全化方針（川場村土地開発公社）

1 作成年月日及び作成担当部署

作成年月日 令和4年3月7日
作成担当部署 川場村むらづくり振興課

2 第三セクター等の概要

法人名 川場村土地開発公社
代表者名 理事長 宮内 実
所在地 群馬県利根郡川場村大字谷地2390番地2
設立年月日 昭和59年8月13日
資本金 5,000千円【当該地方公共団体の出資5,000千円（100%）】
業務内容 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第17条の規定に基づき、土地の取得、造成その他の管理及び処分に関する業務

3、経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進の寄与を目的として設立されました。

川場村からの業務委託による公共用地の取得、造成等実施してきましたが、財政事情による事業の見直し等により、公社が保有する長期保有土地について資産価値の減少及び、売却や処分の遅滞により、公社の経営状況は厳しいものとなっています。令和2年度より、村が整備を行う拠点整備事業用地について、村との契約に基づき土地の先行取得を行いました。土地取得事業及び造成事業に必要な資金は、金融機関から全額借入を行っています。村では、公社の経営状況の悪化を防ぐため、公共用地の取得、造成等のための公社借入金について全額債務保証しています。

4、抜本的改革を含む経営改善化の取組に係る検討

本村では、現在の公社の経営及び財政状況を踏まえ、総務省より示された「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日総財公第101号総務大臣通知）及び「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」（平成26年8月5日付け総財公第102号総務省自治財政局長通知）に基づき、抜本的改革を含む経営健全化及び財政的なリスクの計画的な解消に向け検討をしています。令和2年度において、公社は村が整備を進める拠点整備事業用地を先行取得したことにより、公社が保有する土地の簿価総額は219,863千円となり、これは村の標準財政規模の12.2%に該当することとなりました。令和3年度に、拠点整備事業用地の全体面積の約半分の土地について、村は買取りをしています。一方で、令和2年度末の5年以上保有する土地の簿価総額は26,596千円であり、事業見直し等で今後の土地利用が具体化していないものもあるため、村と協議し売却及び処分を検討しています。

5、抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

公社では、村が進める拠点整備事業用地の先行取得及びその造成工事を実施し、令和3年度に第1工区（約半分の土地）を村が買取りしています。第2工区分の土地も村と協議を行い、早期に事業完了できるよう計画的に進めていきます。

また、長期保有土地につきましても同様に、村と協議し早期に土地の売却、処分等検討していきます。

公社の財政健全化及び本村における財政的なリスクの解消に向けて、緊密な連携を保ち、適正かつ効率的な事業運営に努めていきます。

6、法人の財務状況

貸借対照表（単位：千円）

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
資産総額	65,516	34,301	329,160
（うち現預金）	6,628	7,704	109,297
（うち棚卸資産）	58,888	26,596	219,863
（うち固定資産）	0	0	0
負債総額	40,000	20,000	310,000
（うち借入金）	40,000	20,000	310,000
純資産額	25,516	14,301	19,160

損益計算書（単位：千円）

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業総損益	△10,192	△2,772	0
事業損益	△12,306	△6,216	△51
経常損益	△12,920	△6,215	△139
当期純損益	△12,920	△6,215	△139

（各年度3月31日現在）